

学校生活のきまり

1. 一般的な心構え

- (1) 自律的に学習する態度や習慣を身につける。
- (2) 部活動や学校行事などに積極的に参加し、頑張りぬく心とからだを鍛える。
- (3) いつも明るい挨拶と思いやりのある言動に心がけ、お互いに理解し、協力し合う。
- (4) 環境の美化に努める。
- (5) 健康と安全に留意し、事故の防止に努める。
- (6) 服装・みだしなみを整え、決められた時間を守るなどの基本的生活習慣を身につける。

2. 授業

- (1) 授業開始のベルが鳴る前に教室に入り、座席に着き、授業の受けられる態勢をとる。
- (2) 授業の前後に、号令係等は、「起立」「礼」等の号令をかける。
- (3) 座席表の定められた通りに着席し、変更しない。
- (4) 授業中は、私語をしたり騒いだりしてクラスメートや先生の迷惑にならないように注意する。
- (5) 授業中、いかなる理由があっても教室から出た場合は、「遅刻又は欠席」扱いとなる。
- (6) 授業中の飲食は厳禁。
- (7) 授業中のスマートフォン（携帯）等の使用は禁止。ケータイ・スマホ三原則を守ること。

3. 服装・みだしなみ

高校生らしく清潔で、装飾的でないものとし、通学の際及び本校の定めた教育活動に参加する場合は、次の規程に従う。

(1) 制 服

制服規程は、次頁の表の通りとする。登下校を通じて制服を着用するものとする。

(2) 防寒着

① 寒い場合は、無地で黒・紺のセーター（Vネック）、カーディガン、ベストのみ着用しても良い。ただし上着は必ず着用すること。

② コート類は、無地で黒・紺・グレーとする。なお、授業中の着用は認めない。

(3) 異 装

やむを得ない理由で制服を着用できない場合は、「異装届」をクラス担任に提出し、生徒部の許可を受ける。

(4) 頭 髮

① 常に清潔に保ち、端正な髪型にする。（モヒカンやアフロなどは禁止）

② パーマ・着色・脱色・エクステなどをしない。

(5) 装身具・化粧

① 指輪・ネックレス・ピアス（全身禁止）・イヤリングなどを身につけない。

② 化粧（まつ毛のエクステ等含む）をしない。

③ マニキュア・色のついたリップクリームなどを使わない。

(6) 履 物

① 通 学 靴：革靴または運動靴

② 上 履：本校指定のもの

③ 体育館履：本校指定のもの

(7) 体育着・水着：本校指定のもの

[男子]

	ブレザー	ボロシャツ	ネクタイ	ズボン	ワイシャツ	ソックス
冬 服 10月16日 ～ 5月6日	着 用			着 用	着 用	白の無地長袖 白を標準とするが、それに代る地味なものでもよい
夏 服 5月7日 ～ 10月4日		白無地のボロシャツ着用		ズボンの裾ストレート、シングル		白の無地長袖
移行期 10月7日 ～ 10月15日						白の無地長袖

[女子]

	ブレザー	ベスト	ボロシャツ	リボン・ネクタイ	スカート	ワイシャツ	ソックス
冬 服 10月16日 ～ 5月6日	着 用		着用してもよい		着 用	着 用	白の無地長袖 白を標準とするが、それに代る地味なものでもよい
夏 服 5月7日 ～ 10月4日				白無地のボロシャツ着用		白の無地長袖 代わりにズボンの着用可	
移行期 10月7日 ～ 10月15日							白の無地長袖

※女子のストッキング：冬服着用期間は、ベージュまたは黒の無地のストッキングを着用可。

※女子：式典時はリボン着用のこと。

※コート、カーディガン等は、学校が指定した色に限る。

※セーターは、Vネックに限る。

4. 登下校

※ 服装規定を厳守

(1) 登校 午前8時30分の予鈴までに登校する。

(2) 下校 午後5時までに下校する。

(3) 時間外活動

① 居残り 午後5時以降在校する場合は、担当教員の指導監督を必要とする。

② 早朝活動 早朝活動を行う場合は、担当教員の指導監督を必要とし、「活動願」を生徒部に提出し、許可を受ける。

(4) 通学

① 定められた通学路を使用し、特に事故防止に心がける。

② 自転車通学については別に定める。

③ オートバイ（原動機付自転車・自動二輪車）・自動車による通学をしないこと。また特別な場合を除いて同乗もしないこと。

④ タクシーの利用を禁止する。

(5) 外出

始業時から授業終了時まで外出を認めない。特に必要な場合は、担任の許可を得ること。

(6) 休業中の登校 別に定める。

(7) 休日登校 別に定める。

5. 出欠席

欠席（忌引）・遅刻・早退・欠課の場合は、事前に学校へ連絡し、できるだけ早く各届をクラス担任に提出する。

(1) 忌引

① 事前にクラス担任へ連絡し、「忌引届」を提

出する。

〔日 数〕

●父母・保護者	7日以内
●祖父母・兄弟姉妹	3日以内
●その他の3親等以内の親族	1日

(2) 欠席

① 欠席する場合は保護者から学校へ事前に連絡し、後日クラス担任に「欠席届」を提出する。

② 欠席が連続して5日以上にわたる場合は、医師の診断書またはそれに代わるものを作成して提出する。

(3) 遅刻

① 朝S H R がある場合は午前8時35分、ない場合は午前8時45分に教室にいない生徒は遅刻とする。

② 遅刻者は、遅刻届に理由を記入し、職員室で教員に認印をもらってから教室に行くこと。遅刻届は教科担任に提出する。

③ 授業中遅刻届（入室許可証）の無い生徒は、教室に入れない。

(4) 早退・欠課（授業の欠席）

事前にクラス担任へ連絡し、「早退・欠課届」を提出し許可を受ける。

(5) 公認欠席・欠課（公欠）

次の場合に該当する欠席については、所定の手続きを経た上で公欠として扱う。公欠は出席扱いとする。

ア. 進学・就職の試験を受ける場合

イ. 学校が定めた健康診断等に参加する場合

ウ. 東京都教育委員会が主催する会に参加する場合

エ. 高体連が主催する大会に参加する場合

オ. 高体連に相当する高等学校連盟が主催する大会に参加する場合

カ. エ及びオの参加申込みを行う場合

キ. 弔事にクラス代表として参加する場合

ク. その他、校長が認めたもの。

6. 所持品

(1) 身分証明書及び生徒手帳は毎日携帯する。

(2) 所持品には必ず記名し、各自が責任をもって管理する。

(3) 多額の金銭及び貴重品は持ってこない。

(4) 学習に関係のないゲーム機器・娯楽用品（トランプ・花札・マージャン・楽器・音楽プレーヤー・マンガ・週刊誌）等は持ってこない。

(5) 危険物及び火気・電気の使用を伴う器具は持つてこない。（マッチ・ライターなどの持込は禁止）

(6) 金品を紛失したり、拾得した場合は、生徒部の教員に届ける。「紛失・拾得届」

(7) 盗難にあった場合は、クラス担任または生徒部の教員に届ける。「盗難届」

7. 公共物の扱い

(1) 校内の施設・設備などを大切にし、破損したり落書きをしない。破損または紛失した場合は、関係する教員または生徒部の教員に申し出る。「破損・紛失届」

(2) 事情によっては、損害賠償せることがある。

8. 集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査など

(1) 集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査などの活動は、担当教員と相談の上、生徒部に届け、許可を得る。

(2) 責任者及び目的の明確でないものは許可をしない。

9. 火気・電気器具の使用

(1) 指導教員の監督下以外の火気・電気器具の使用は認めない。

(2) エアコン使用規程は別に定める。

10. 校内の事故防止

(1) 立入禁止・使用禁止区域内の出入りや通行をしない。

(2) 教室・廊下などで球技、走る・ふざけるような行為をしない。

(3) 事故が発生した場合は、直ちに近くの教職員に連絡する。

11. 清掃・美化

(1) 校舎内外が常に清潔であるように、各自が清掃・美化に心がける。

(2) 清掃規程は別に定める。

12. 昼食

(1) 弁当を持参し、昼食時に教室で食べる。

(2) ビンジュース・カップ麺などを持ち込まない。

(3) パン・牛乳の販売規程は別に定める。

13. 外部からの呼び出し（電話）は取り次がない。また、配達先を学校とする出前（デリバリ）は行わないこと。

14. 部活動は別に定める。

15. 校外生活

- (1) 対外行事に参加する場合は、担当教員と相談の上「対外活動願」を生徒部に届け、許可を得る。
- (2) 宿泊を伴う旅行をする場合は、事前に「旅行届」をクラス担任に提出する。
- (3) 外泊は、親しい友人の家でも必ず相互の家庭に連絡し、無断外泊をしない。
- (4) 未成年者の立入りが認められない場所への出入りはしない。

16. 校外の事故防止

- (1) 交通道德を守り、安全には充分に注意する。
- (2) 交通事故などが起きた場合や発見した場合は、直ちに警察へ連絡し、その後学校にも電話連絡すること。その時、加害者（被害者）の車のナンバーや免許証などを確認する。
- (3) 事故が起きた場合は、「事故届」をクラス担任に提出する。

17. 禁止行為（事項）

- (1) 考査などでの不正行為。
- (2) 学校生活のきまりに違反する行為。
以上の禁止事項を犯した場合は、厳しい指導措置を取る。